

農地転用許可申請に必要な書類一覧表 兼 チェック表

原：原本、写：原本の写し、コ：コピーでも可

No.	必 要 書 類	部数※		備 考	チェック
		正	副		
1	申請書 (4条は農業委員会控と許可書の2部構成。 5条は農業委員会控・県控・許可書の3部構成。)	原	原	申請者の氏名(ふりがな)・住所等、用途、土地の表示、転用理由、施設の概要、契約内容、資金計画、排水・造成計画、他法令状況等を記入すること。共有の場合は持ち分も記入。 ※申請地の一部を転用する場合は、申請書の面積を書く欄全てに〇〇〇㎡の内〇〇㎡と記入すること。	有
2	★土地の一部を転用する場合 位置特定図	コ	コ	申請する部分の位置及び面積が特定された図面。 申請書の下に位置特定図を重ね、許可書の上部2か所をホチキスで止めてから、申請書の用紙の裏面と位置特定図の用紙の境目に申請者全員分の印鑑(委任を受けている場合は、委任者のみの印鑑)を押す。申請書全て同じようにする。 下のどちらかの方法で作成すること。 ①全ての変化点(角)を世界測地系による座標で示す方法。 ②2つの不動点(石垣の角や大きな岩、電柱など自然環境の影響で動くことがないもの)から申請地のそれぞれの変化点までの距離を記入する方法。不動点については、現地で特定できる写真を添付すること。	有・不要
3	申請地の全部事項証明書 (登記簿謄本)	原	写	申請地1筆ごとに添付が必要。 事業計画地に申請地以外の土地(宅地等)が含まれている場合はその分の全部事項証明書又は登記事項要約書も必要。 【申請地】 最寄りの法務局で3カ月以内に発行された原本。 登記情報提供サービスから印刷したものは不可。 登記情報提供サービスを利用して得られた「照会番号」を登記事項証明書の代わりに添付すれば、全部事項証明書の添付を省略可。 【申請地以外の土地】 最寄りの法務局で3カ月以内に発行された全部事項証明書又は登記事項要約書の原本又は写し。 登記情報提供サービスから印刷したものでも可。	有
4	★全部事項証明書に記載された所有者が死亡している場合 ①相続関係図 ②戸籍謄本 ③除籍謄本 ④遺産分割協議書又は同意書等	原	写	原則として、登記事項証明書を変更した後に申請することが望ましい。 ※町外在住の場合は、現住所を特定する書類(住民票の写し)も添付。	有・不要
5	★全部事項証明書の所有者住所が現住所と異なる場合 住民票又は戸籍の附票の写し	原	写	全部事項証明に記載されている所有者の住所が現住所と異なっている場合は、住民票を添付。 住民票記載の前住所でも一致しない場合は、戸籍の附票を添付。 原則として、登記事項証明書を変更した後に申請することが望ましい。	有・不要
6	位置図	コ	コ	住宅地図や航空写真等、申請地の位置が表示されたもの。	有
7	公図の写し	写	写	最寄りの法務局で3カ月以内に発行されたもの。 申請地・一体利用地が字境の場合は、その周辺の公図も必要。 その際は接続点が分かるよう記入。	有

農地転用許可申請に必要な書類一覧表 兼 チェック表

原：原本、写：原本の写し、コ：コピーでも可

No.	必 要 書 類	部数※		備 考	チェック
		正	副		
8	周辺見取図	コ	コ	公図をコピーしたものに、申請地・一体利用地を赤線で表示。 申請地及び隣接の土地全ての登記地目・面積・所有者氏名を記入。 接続道路の種類（国・県・町・赤線・私道）を記入。	有
9	★第1種農地で、不許可の例外規定の内、集落接続の理由に該当する場合 ★第2種農地であり、第1種農地の不許可の例外規定に該当しない場合 代替地検討表	原	コ	申請地以外に、代替可能な土地について検討が行われていることが確認できるもの。 申請地の周辺に当該事業目的を達成することが可能な非農地や第2種農地や第3種農地があるか否か、その土地を申請者が転用許可申請に係わる事業目的に使用することが可能か否か、検討した結果を記入。	有・不要
10	事業計画書	原	コ	事業目的、申請地の利用計画、申請地を選んだ理由及び必要とする理由、面積の必要性、周辺の農地に対する被害防除計画、転用に係る資金計画並びに他法令の許認可状況を記入。	有
11	★申請地の周辺に第三者の農地がある場合 被害防除計画書 もしくは 転用同意書	原	コ	【同意が得られる場合】 転用同意書に周辺農地の所有者と耕作者に記入・押印をもらう。 【同意が得られない場合】 申請地の周辺に存在する第三者の農地や作物への被害（日照・土砂流出等）を防ぐための具体的な措置を記入すること。	有・不要
12	土地利用計画図	コ	コ	申請地の中に何をどのように配置し、どこから出入りするのかわかりやすく記入する。 【必須項目】 ●縮尺 ●公図の形状と土地利用計画図の申請地の形状が一致すること。 ●建築物は建築面積、その他は所用面積。 ●建物および施設の位置並びに施設間の距離等。 ●雨水・排水・生活雑排水等の経路（放流先も）。合併浄化槽・汲み取り式設備等計画のものも含む。 ●宅地分譲の場合、区画割、付帯まで。 ●資材置場の場合、資材の種類、量、面積。 ●駐車場の場合、車両種別（従業員・来客用）、駐車枠、台数。	有
13	★50cmを超える造成工事（切土及び盛土等）を予定している場合 土地造成計画図	コ	コ	造成計画の内容が分かる、縦横断面図を添付。 縮尺は必ず記入すること。	有・不要
14	★建物又は施設等を設置する場合 ①平面図 ②立面図	コ	コ	申請に係る土地に設置する建物又は施設等の構造が確認できる平面間取り図・立面図（完成に近いもの）を添付すること。 縮尺は必ず記入すること。 ※建売住宅の場合は、上記に加え、全建物の平面図も添付。	有・不要
15	排水計画図	コ	コ	雨水排水、生活排水等に分け、それぞれの処理方法、放流先等が具体的に記入。	有
16	転用誓約書	原	コ	転用にあたって問題を起こさないよう転用者の責任において処置すること、事業計画が変更になった場合は直ちに変更申請を出すこと、いかなる事情であれ無断で転用行為や事業内容の変更を行った場合はいかなる処分も受けることを誓約。	有

農地転用許可申請に必要な書類一覧表 兼 チェック表

原：原本、写：原本の写し、コ：コピーでも可

No.	必 要 書 類	部数※		備 考	チェック
		正	副		
17	★賃借権や使用貸借による権利等、農地法第3条第1項本文に掲げる権利の設定がされている場合	原	コ	【申請地の所有者と耕作者が異なる場合】 (1) 所有者が転用事業を行う場合 ●農地法第3条許可書の写しもしくは基盤強化法による利用権設定の写し等、権限を有していることが確認できるもの ●耕作者の同意が確認できるもの (2) 耕作者が転用事業を行う場合 ●農地法第3条許可書の写しもしくは基盤強化法による利用権設定の写し等、権限を有していることが確認できるもの ●土地所有者の同意が確認できるもの	有・不要
	★申請者の所有地でない土地も転用事業に利用する場合 その他権利関係者の同意書等			【申請地以外の土地も転用事業に利用する場合】 申請者の所有地でない土地が転用事業に利用される場合、賃借契約書や承諾書等、土地利用の見込みが確認できるもの	
18	★他法令の許認可等を必要とする転用事業である場合 他法令の許認可等の写し又は許認可の手続き状況を証する書面の写し	コ	コ	転用事業に関連して、他法令の許認可等が必要な場合に添付（申請書写しについては担当課の受付印が押印されているもの）	有・不要
19	★申請地が土地改良区の地区内にある場合 土地改良区の意見書	原	コ	当該土地改良区の意見が確認できるもの。 ※意見を求めた日から30日を経過してもなお、その意見を得られない場合は、その事由が記載されたもの。	有・不要
20	資金証明書類	写	コ	申請者が転用事業を実施するために必要な資力及び信用を有していることが確認できるもの。 【自己資金の場合】 残高証明書又は預貯金通帳の写し （※事業者が法人の場合、決算書（貸借対照表）でも可） 【借入の場合】 残高証明書又は預貯金通帳の写し 融資証明書又は金融機関担当者等による証明書等 ※配偶者が連帯債務者になっていて、転用申請者がどちらか一方だけになっている場合は、単独申請することへの同意書等が必要。	有・不要
21	★代理人が申請に対して委任を受けている場合 委任状	原	コ	自書の場合は押印不要。記名（パソコン等で印刷）の場合は、押印必要。	有・不要
22	★申請者が法人の場合（5条申請では権利を取得しようとする者に限る） ①法人の登記事項証明書 ②定款 もしくは ③寄附行為の写し	原	コ	【法人の登記事項証明書】 最寄りの法務局で3カ月以内に発行されたもの。 【定款】 ●必要に応じて本店所在地、代表取締役氏名、法人の成立年月日などを確認できるものを添付。 ●定款（最新のもの）と登記事項証明書の内容が同様であるか確認し、異なる場合は定款を変更するか、定款変更の際に行われた総会議事録等を添付。 ●原本証明と日付を記入。 【寄付行為の写し】 ●必要に応じて本店所在地、代表取締役氏名、法人の成立年月日などを確認できるものを添付。 ●原本証明と日付を記入。 ※JV（共同企業体）が転用事業を実施する場合は、共同企業体協定書の写しを添付。	有・不要

農地転用許可申請に必要な書類一覧表 兼 チェック表

原：原本、写：原本の写し、コ：コピーでも可

No.	必 要 書 類	部数※		備 考	チェック
		正	副		
23	★一時転用をする場合 権利設定に係る契約書の写し（又はこれらが確認できるもの）	写	コ	原状回復の時期、方法、施行者、費用負担を明記。	有・不要
24	★砂利採取を予定している場合 ①採取計画認可申請書の写し ②農地復元を担保する書類	写	コ	【採取計画認可申請書の写し】 採取計画認可申請が行われていることが分かるもの（採取計画書部分に限る） 【農地復元を担保する書類】 次のいずれかの措置が講じられることが分かるもの。 ●砂利法第16条の規定により知事の認可を受けた採取計画が当該砂利採取業者と砂利採取業者で構成する法人格を有する団体（その連合会を含む。）との連名で策定されており、かつ、当該砂利採取業者及び当該団体が採取跡地の埋戻し及び農地の復元について共同責任を負っていること。 ●当該農地の所有者、砂利採取業者並びに採取跡地の埋戻し及び農地の復元の履行を保証する資力及び信用を有する者の三者間の契約が行われていること。	有・不要
25	★建売住宅及び特定建築条件付宅地分譲を予定している場合 ①宅地建物取引業免許証の写し等 ②過去に許可を受けた建売住宅及び特定建築条件付売買予定地を目的とした転用事業の進捗状況が分かる書類	写	コ	【宅地建物取引業免許証の写し等】 宅建法第3条第1項に基づく許可を受けたことが確認できるもの。 【過去に許可を受けた建売住宅及び特定建築条件付売買予定地を目的とした転用事業の進捗状況が分かる書類】 直近で許可を受けた過去3件の転用事業について、進捗状況が確認できるもの。	有・不要
26	★特定建築条件付宅地分譲を予定している場合 ①土地売買契約書の案 ②業務提携書の写し	写	コ	【土地売買契約書の案】 申請者と土地購入者との間における売買契約の内容が確認できるもの。 【業務提携書の写し】 申請者と建築業者との間において、業務を提携していることが確認できるもの。	有・不要
27	★太陽光発電設備及び営農型太陽光発電設備を予定している場合 太陽光発電設備に係る各種製品仕様書	写	コ	太陽光発電設備に係る製品内容が確認できるもの。	有・不要

農地転用許可申請に必要な書類一覧表 兼 チェック表

原：原本、写：原本の写し、コ：コピーでも可

No.	必 要 書 類	部数※		備 考	チェック
		正	副		
28	★営農型太陽光発電設備を予定している場合			【下部の農地における営農計画書】 遮光率、単収、作付け計画等、営農計画の概要が確認できるもの。 【下部の農地における営農への影響の見込み及びその根拠となる関連資料】 試験研究機関による調査結果等が確認できるもの。 ●作物の栽培に関する資料 ●遮光率と営農に関する資料 ●遮光率の計算資料 【知見を有する者の意見書】 営農に関して必要な知見を有する者が、営農に関する意見が確認できるもの。 【撤去費用に関する合意書】 営農型発電設備を設置する者と下部の農地において営農する者が異なる場合、支柱を含む営農型発電設備の撤去について、設置者が費用を負担することを基本として、当該費用の負担について当事者間で合意されていることが確認できるもの。 【系統連携に係る契約書】 営農型発電設備を電気事業者の電力系統に連携することとされている場合、電気事業者と申請者が連携に係る契約を締結する見込みがあることが確認できるもの	有・不要
	①下部の農地における営農計画書	写	コ		
	②下部の農地における営農への影響の見込み及びその根拠となる関連資料				
	③知見を有する者の意見書				
	④撤去費用に関する合意書				
	⑤系統連携に係る契約書				